

議案第 5 1 号 資料

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正内容

令和 5 年 3 月 2 1 日から非接触・非来館型の新たなサービスとして「かわさき電子図書館」を試行実施するため、川崎市立図書館規則（平成 2 年川崎市教育委員会規則第 1 5 号）の一部改正を行う。

2 電子図書館サービス試行実施の趣旨について

市立図書館では、利用者の利便性向上のため、令和 5 年度に予定している図書館情報システムの更新に合わせ電子書籍の貸出しを検討してきた。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会的なニーズの高まりを踏まえ、国の交付金を活用することにより導入を前倒しし、令和 5 年 3 月 2 1 日から試行実施する。

なお、試行期間を概ね 1 年程度とし、新システムと連携した本格実施に向けて利用者アンケート調査等により検証を行う。

3 試行実施の内容について

(1) 利用対象者

市内に在住、在勤又は在学で「川崎市立図書館貸出カード」の交付を受けたもの

(2) 貸出数量、期間

3 点以内で、1 5 日以内

(3) 利用方法

ア 利用登録

サービス開始に当たり、利用対象者に「かわさき電子図書館」の I D（図書館貸出カード番号）及び初期パスワードを付与する。新規利用者に対し、貸出カード登録時に初期パスワードを付与する。

イ 「かわさき電子図書館」へのアクセス及び電子書籍の利用

利用者は、パソコンやスマートフォン、タブレット等からインターネット経由で「かわさき電子図書館」のサイトにアクセスし、I D、パスワードの認証により貸出・返却、予約、試し読み等ができる。なお、貸出期間が過ぎると自動的に返却される。

ウ 利用料

無料（インターネットへの接続料は利用者が負担する。）

(4) 電子書籍の内容等

ア 数量

一般用 4, 0 0 0 点（4, 0 0 0 タイトル）

児童用 1, 0 0 0 点（5 0 0 ~ 7 0 0 タイトルで、複本あり）

イ 種類

全てライセンス期限のない買い切り型を購入

ウ 特徴

電子書籍ならではのオーディオブック、動く絵本等も収集

4 学校の読書活動等への活用について

- (1) G I G A端末を活用した電子書籍による読書活動の推進
- (2) 令和5年度には東大島小学校・南河原中学校をモデル校に選定予定
- (3) 令和5年度予算で児童書の読み放題パック（100冊）を追加購入予定

5 広報について

- (1) 市立小学校・中学校児童生徒全員へのチラシ配布（3月上旬予定）
- (2) 市ホームページ及び図書館ホームページ、図書館だより、館内でのポスター掲示等
- (3) 市民利用施設・駅等でのポスター掲示、チラシ配布等